

令和7年1月8日

東京大学地震研究所 准教授 募集要項

1.職名及び人数：准教授 1名

2.採用予定時期：決定後できるだけ早い時期

3.契約期間：期間の定めなし

なお、本研究所の教員の任期に関する内規により、満55歳を超える教員については、次年度の初めに教員の所属する組織（分野）の職に5年以内の任期を定める。再任は本研究所教授会の承認を得た場合に1回限り可とする（ただし、東京大学教員の就業に関する規程に定めるところの定年による退職の日を超えることはできない）。詳細については、問い合わせ先に照会のこと。

4.試用期間：採用された日から6月間

5.就業場所：地震研究所（東京都文京区弥生1-1-1）変更の範囲：本学の指定する場所
配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）

6.所属：日本列島モニタリング研究センター

7.研究分野：地震モニタリング研究分野

地震研究所では、時空間的に幅広いスケールで展開された地震観測網により得られる膨大な観測データを解析し、スロー地震を含む多様な地震現象のモニタリングとそれらの背景にある地震発生場の構造や状態変化を把握して、地震発生に至る過程のより深い理解に向けた研究を進めている。本公募では、数値シミュレーションや、数理・データサイエンスに基づく高度な地震モニタリング手法の開発研究を推進し、関連分野と積極的に連携して幅広い時空間にわたる地震現象の理解の深化を通じて次世代の地震学の発展に貢献する准教授を求める。なお、この人材には、上記の研究活動および大学院教育を通じた人材育成への貢献も期待される。

8.就業時間：専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。

9.休日：土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

10.休暇：年次有給休暇、特別休暇 等

11.賃金等：学歴・職務経験等を考慮して決定。昇給制度あり。

参考 博士修了/月額34万円～

諸手当 賞与（年2回）、通勤手当（原則1月あたり55,000円まで）
の他、本学の定めるところによる。

12.加入保険 : 文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入

13.応募資格 : 博士の学位を有する者（外国での同等の学位を含む）

14.提出書類 : 各1部

(1)東京大学統一履歴書(以下のURLからダウンロードし作成すること。
記入例は「記入例2(理系教員)を参照」)

<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>

(2)研究業績リスト(査読の有無を区別すること。投稿中の論文も含む。)

(3)主要論文の別刷り3編程度(コピー可)

(4)研究業績の概要(2000字程度)

(5)今後の研究・教育計画(2000字程度)

(6)学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書(指定様式。庶務チーム(人事担当)から入手してください。)

(7)応募者について参考意見をうかがえる方(2名)の氏名と連絡先とE-mailアドレス

15.応募書類提出方法: WEB応募

事前に、件名を「地震モニタリング研究分野准教授応募」としたメールを、庶務チーム(人事担当)まで送付して下さい。庶務チーム(人事担当)から書類送付先フォルダを連絡しますので、応募期限までに、応募書類一式をフォルダに保存して下さい。

16.応募書類連絡先: 東京大学地震研究所 庶務チーム(人事担当)

E-mail: jinji%eri.u-tokyo.ac.jp 電話: (03) 5841-8789

(%を@に置き換えて下さい。)

17.応募締切 : 令和7年4月21日(月) 午後5時 必着

18.問い合わせ先 : 東京大学地震研究所 海半球観測研究センター 清水 久芳

TEL: (03) 5841-5748 E-mail: shimizu%eri.u-tokyo.ac.jp

(%を@に置き換えて下さい。)

19.募集者名称 : 国立大学法人東京大学

20.その他 : 取得した個人情報、本人事選考以外の目的には利用しません。

東京大学はジェンダーバランスや包摂性を重視しつつ、国内外から多様で優れた研究者を受け入れることにより、異なる視点に立つ研究者間の対話を通じた新たな学知の創出を促進しており、女性、外国籍、障害のある研究者の応募を歓迎します。育児、介護、出産等のため、研究活動を中断していた期間がある方は、履

歴書等、応募書類に記述していただいても構いません。「東京大学男女共同参画加速のための宣言（2009.3.3）」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。

採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。

受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

